

## 中学校 35 人以下学級に向けた学級編制基準の改正について

### 1 改正理由

中学校における指導体制の充実に向けて、学級編制の標準を 35 人に引き下げ、令和 8 年度から学年進行で切れ目なく実施するため、来年度政府予算案において、「中学校の 35 人以下学級を令和 8 年度から 3 年かけて実現する」と明記され、関連経費が計上されるとともに、改正法の成立に向けて、令和 8 年通常国会での対応が進められている。

こうした動きを踏まえ、本市においても、想定される改正法に基づき、令和 8 年度からの中学校 35 人学級化に対応するため、本市の学級編制基準における中学校の 1 学級当たりの生徒数を改正する。

併せて、その他所要の整備を行う。

### 2 改正内容

- (1) 中学校（単式学級）の 1 学級の生徒数は、35 人とする。
- (2) 中学校（単式学級）の 1 学級の生徒数に経過措置を設ける。
- (3) 備考の記載内容の文言を一部修正する。

### 3 改正案

別紙（案）のとおり。

### 4 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

## 川崎市立小学校及び中学校学級編制基準（改正案）

川崎市立小学校及び中学校の1学級の児童・生徒の数の基準は、次の表のとおりとする。

学校の種類	学級編制の区分		1学級の児童・生徒数	
小学校	単式学級	同学年の児童で編制する学級	35人	
	複式学級	引き続き2学年の児童で編制する学級	第1学年を含む場合	8人
			第1学年を含まない場合	16人
	特別支援学級	学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級	8人	
中学校	単式学級	同学年の生徒で編制する学級	<b>35人</b>	
	複式学級	引き続き2学年の生徒で編制する学級	8人	
	特別支援学級	学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級	8人	

備考 学級編制の基準日は、川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和35年川崎市教育委員会規則第5号）第3条第1項第5号に定める学年始休業の翌日とする。ただし、学年始休業の翌日が日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その翌月曜日とする。

### 附 則

#### （施行期日）

**1 この基準は、令和8年4月1日から施行する。**

(経過措置)

2 令和8年度から令和9年度までの間における中学校の単式学級の1学級の生徒数の基準は、本則の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

	<u>第1学年</u>	<u>第2学年</u>	<u>第3学年</u>
<u>令和8年度</u>	<u>35人</u>	<u>40人</u>	<u>40人</u>
<u>令和9年度</u>	<u>35人</u>	<u>35人</u>	<u>40人</u>

3 令和10年3月31日までの間、普通教室の確保が困難な場合など、文部科学大臣が定める特別の事情がある場合は、本則及び前条の規定にかかわらず、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年5月1日法律第116号）における取扱いに準ずる。

# 新たな「定数改善計画」の策定（令和8年度～令和10年度） （義務教育費国庫負担金）

令和8年度予算額（案） 1兆7,118億円  
（前年度予算額） 1兆6,210億円



全ての子どもたちへのよりよい教育の実現に向け、学校の働き方改革を加速化し、教職の魅力向上、教師に優れた人材を確保する。そのため、約40年ぶりとなる公立中学校の学級編制標準の引下げにより、中学校35人学級を実現するとともに、養護教諭の配置充実、学校事務体制の機能強化などに係る令和10年度までの新たな「定数改善計画」を策定する。また、学びの専門職である教師にふさわしい処遇の実現のため、給特法等の改正を踏まえた教職の重要性と職務や勤務の状況に応じた処遇改善を図る。

## 新たな「定数改善計画」 7,596人【24,605人】（【】は令和8～令和10年度の改善総数（一部事項には令和7年度の既改善分を含む））

※下記のうち、★については義務標準法を改正する事項。（児童生徒数等に基づいて算定される基礎定数による改善を図ることで、将来的な教職員定数の見通しがたち、各地方自治体の採用・教職員配置がより計画的に行われることが見込まれる。）

### ★ 中学校における指導体制の充実（35人学級） 5,580人【16,580人】

令和7年度で完成した小学校35人学級から学年進行で切れ目なく実施。

### ★ 養護教諭の配置充実 104人【310人】

複数配置基準を小・中学校いずれも50人引下げ <小:851人→801人以上、中:801人→751人以上>

### ★ 学校事務体制の機能強化 222人【665人】

複数の共同学校事務室を統括する事務職員定数の新設

### ○ 生徒指導に係る体制の充実 650人【2,940人】（小:100人【300人】、中:550人【2,640人】）

小・中学校における生徒指導担当教師の配置充実

### ○ 小学校教科担任制の計画的な推進 990人【3,960人】

学びの質の向上と教師の持ち授業時数の軽減を図るため、小学校4年生の教科担任制の拡大と、新規採用教師を支援

### ○ 学校統合のための支援 50人【150人】

小・中学校の円滑な統合を引き続き支援

※自然減（▲7,800人）のほか、中学校35人学級に活用している定数など加配定数の見直しによる合理化減等（▲2,692人）を計上

『公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律』

附則

（政府の措置）

第三条 政府は、令和十一年度までに、公立の義務教育諸学校等（給特法第二条第一項に規定する義務教育諸学校等をいう。以下同じ。）の教職員（略）について、一箇月時間外在校等時間を平均三十時間程度に削減することを目標とし、次に掲げる措置を講ずるものとする。

三 公立の義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する教職員定数の標準を改定すること。  
第四条 政府は、公立の中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）の同学年の生徒で編制する学級に係る一学級の生徒の数の標準について、令和八年度から三十五人に引き下げるよう、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

## その他の既定改善分 等

- ・通級や日本語指導等のための基礎定数化の完成 +348人
- ・定年引上げに伴う特例定員 +3,345人

## 教師の処遇改善 +136億円

### ○ 主務教諭の創設（令和8年4月～）

学校横断的な取組についての学校内外との連携・調整機能の充実や、若手教師へのサポートのため、新たな職を創設する。教諭と主幹教諭の間に新たな級を創設し、教諭よりも高い処遇とする（月額6,000円程度）。

### ○ 教職調整額の改善 5% ⇒ 6%（令和9年1月～）

教職調整額の改善とあわせ、管理職（校長・教頭等）の本給も改善。

### ○ 部活動指導手当の見直し（令和8年4月～）

日額2,700円 ⇒ 日額3,900円

※上記のほか、人事院勧告による給与の増、給料の調整額の見直し（1/4縮減。令和9年1月～）、算定方法の適正化等を行う。  
部活動指導手当については、部活動の地域展開の方向性を踏まえ、国庫負担を順次縮減していく。